

## 朝日町建設工事請負契約約款における現場代理人の常駐義務緩和の取扱い

### 1 常駐義務緩和を認める場合

発注者が、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保されると認め、かつ、別紙様式「現場代理人常駐義務不要・別件工事兼務承認申請書」により発注者の承認を受けた場合に限り、以下のとおり、現場代理人の常駐義務緩和（「常駐義務不要」及び「別件工事との兼務」）を認めるものとする。

#### (1) 常駐義務不要要件

次の各号のいずれかに該当し、別紙様式「現場代理人常駐義務不要・別件工事兼務承認申請書」により発注者の承認を受けた場合に限り、「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障」がないものとして、請負金額にかかわらず、工事（架設等）現場の常駐は不要とする。

- 一 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。ただし、この場合、建設工事請負契約約款第3条に規定する工程表（別記様式第2号）において、現場着工の時期を明記している場合に限り、別紙承認申請書を省略することができる。
- 二 建設工事請負契約約款第21条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- 三 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- 四 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

#### (2) 別件工事との兼務可能要件

次の①又は②のいずれかに該当し、別紙様式「現場代理人常駐義務不要・別件工事兼務承認申請書」により発注者の承認を受けた場合に限り、別件工事との兼務を認める。

また、このことについては、入札公告等において、「本工事における現場代理人は、監理技術者（特例監理技術者を含む。）の配置を要しない場合において、落札者の申請に基づき発注者が承認するときに限り、別件工事の現場代理人との兼務を認める」旨を記載するものとする。

なお、契約金額に関わらず、技術的難易度や安全管理、工程管理等を勘案し、発注者が予め兼務を認めることが適当でないと判断する工事については、入札公告等において、「本工事における現場代理人は、別件工事の現場代理人との兼務を認めない」旨を明示するものとする。

- ① 当該工事及び別件工事の両方の工事が建設業法第26条第3項に該当しない場合（工事1件の請負金額が4,000万円未満、ただし建築一式工事にあつては8,000万円未満）は、次の（ア）～（ウ）の全てを満たすこと。

- (ア) 当該工事及び別件工事の施工箇所が同一朝日町内であること。
  - (イ) 当該工事の現場代理人（主任技術者兼務の場合を含む。）が兼務できるのは、当該工事と別件工事を合わせて原則 3 件までとする。ただし、災害復旧に関する工事を 1 件含む場合は 4 件まで、災害復旧に関する工事を 2 件以上含む場合は 5 件まで兼務できるものとする。なお、別件工事において兼務できるものは、現場代理人（主任技術者兼務も可）又は主任技術者とする。
  - (ウ) 当該工事の現場代理人が現場を離れる場合は、当該現場内に連絡員を置くこと。
- ② 当該工事又は別件工事のいずれか 1 件以上の工事が建設業法第 26 条第 3 項に該当する場合（工事 1 件の請負金額が 4,000 万円以上、ただし建築一式工事にあつては 8,000 万円以上）、次の（ア）～（ウ）の全てを満たすこと。
- (ア) 当該工事及び別件工事について、一体性若しくは連続性が認められる工事又は相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が 10 キロメートル程度の近接した場所において施工するため、同一の主任技術者が管理することができると発注者より承認されること。なお、この場合、発注者が異なる場合は両方の発注者から承認されなければならないものとする。
  - (イ) 当該工事の現場代理人（主任技術者兼務の場合を含む。）が兼務できるのは、当該工事と別件工事を合わせて原則 2 件までとする。なお、この場合、別件工事において兼務できるのは、現場代理人（主任技術者兼務も可）又は主任技術者とする。
  - (ウ) 当該工事の現場代理人が現場を離れる場合は、当該現場内に連絡員を置くこと。

## 2 適用日

令和 5 年 1 月 1 日

ただし、令和 5 年 1 月 1 日に施行中の工事（令和 4 年 12 月までに契約又は施工された工事）についても適用するものとする。